

京都市告示第174号

平成28年4月1日京都市告示第37号の一部を次のように改めます。

令和4年6月1日

京都市長 門川 大作

表中「第9(1)」を「第10(1)」に、「第9(3)」を「第10(3)」に改める。

(都市計画局建築指導部建築審査課)